

政令第 号

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の六を第一条の七とし、第一条の二から第一条の五までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（小規模企業者の範囲）

第一条の二 法第二条第三項第二号の政令で定める業種及びその業種ごとの従業員の数は、次のとおりとする。

- 一 宿泊業 二十人
- 二 娯楽業 二十人

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年三月一日から施行する。

(保険業法施行令の一部改正)

2 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。
第三十七条の四の五中「第一条の二第十号」を「第一条の三第十号」に改める。

理由

中小企業信用保険法の適用を受ける小規模企業者の範囲の特例を定める必要があるからである。